**代 理 人 の 有 無**

団体の名称

　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

１　代理人の有無

　　　（　　有　　・　　　無　　）

　＜有の場合＞

　　　職務代行者氏名

　　　住　　　　　所

※この場合の「代理人」は地方自治法第260条の８の代理人および第260条の10の特別代理人ことを指します。

特に該当ない場合は無に○をつけてください。

◇地方自治法

第260条の８

　代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されてないときに限り、特定の行為の代理

を他人に委任することができる。

第260条の10

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しな

い。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人

を選任しなければならない。